

子どもの未来を応援する首長連合運営規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「子どもの未来を応援する首長連合」と称する。

（通称）

第2条 本会の通称は、「子どもの貧困対策連合」とする。

（目的）

第3条 本会は、子どもたちが自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作るため、地域が、広域的な連携を図り、その特色を活かした取組を推進することにより、地域の活性化を図りつつ、貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの明るい未来の実現を図ることを目的とする。

（活動内容）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）子どもの未来を応援するための総合的な企画に関すること
- （2）子どもに寄り添う支援に向けた情報交換に関すること
- （3）その他目的を達成するために必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、全国の市区町村の長で、本会の趣旨に賛同し、参加表明書を会長に提出した者とする。

（会員の脱退）

第6条 会員は、会長に脱退届を提出することで本会を脱退することができる。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）会長代行 1名
 - （3）副会長 若干名
- 2 前項に定める役員は、立候補により総会で承認する。
- 3 会長は役員の内選により選出し、会長は他の役員の中から会長代行を指名する。
- 4 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員が退任したときは、会長が指名したものが、役員に就任するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（職務）

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

- 3 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(総会)

第9条 本会の総会は、年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、本会の運営に関する基本的事項等を協議及び決定する。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、会長の属する市区町村に事務局を置き、役員が属する市区町村が共同で運営する。

- 2 事務局の運営に当たり、会長が必要と認めるときは、その他の市区町村等に協力を要請することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会で決定する。ただし、軽微な事項は、会長が決定する。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。